

北朝鮮に対し断固たる措置を求める意見書

平成18年7月、北朝鮮は、政府をはじめ関係諸国が弾道ミサイルの発射準備に強い警告を表していたにもかかわらず、多数の弾道ミサイルとみられる飛翔体の発射を強行した。

北朝鮮は、平成10年8月にも弾道ミサイルとみられる物体を発射し、日本列島を飛び越えて太平洋に着弾させており、今回の繰り返された暴挙は明らかに「日・朝平壤宣言」違反である。

そもそも北朝鮮は、我が国の主権を侵害した国家犯罪である日本人拉致事件に対して、平成14年9月の「日朝首脳会談」において、その事実を認め謝罪したにもかかわらず、その後、誠意ある対応を行わないばかりか、核開発や工作船等の問題を起こしており、両国の国交正常化交渉は中断を余儀なくされている。

このような中で、我が国の安全保障のみならず、国際社会の平和と安定に重大な影響を及ぼす弾道ミサイルとみられる飛翔体の発射を強行したことは、拉致被害者とその家族の意向並びに「日・朝平壤宣言」の精神を裏切るものであるとともに、大量破壊兵器やミサイルの拡散防止に向けた国際的な努力を踏みにじるものであり、断じて看過できるものではない。

よって政府は、北朝鮮によるミサイル発射という、我が国民の安全に重大な影響を及ぼす暴挙が繰り返されることのないよう、日本人拉致問題の早期解決も含め、経済制裁をはじめ国連安保理など国際社会と連携したあらゆる対応を図るとともに、断固たる措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月11日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛庁長官

殿

神奈川県議会議長 中村 省司